

経済産業省

輸出注意事項 23 第 6 号

平成 23・05・06 貿局第1号

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 23 年 5 月 18 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成 17 年 2 月 25 日付け平成 17・02・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 17 第 7 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

一般包括輸出許可／特定包括輸出許可マトリックス（改正後）（傍線部分は改正部分）

輸出令別表第1項番 仕向地	[10の項]											
	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域		
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)若しくは(六)又はロ(三)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定	
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第5号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定	
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般	
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第7号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般	
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第8号イ(一)1、(二)1又は(三)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定	
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般	
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号イに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般	
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ハに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定	
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般	
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定	

輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(8の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号イ、ロ、ヲ又はワに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	—	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(9の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号の2イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	—	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(9の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号の2ロに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第12号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	—	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(12)～(14)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第14号～第16号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エカトル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマカ、ヨルダン、ケニア、キルバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、バプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サント・ピリンバ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スロバキア、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルクアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イェメン、ジンバブエ

※ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

[12の項]

[12の項]

輸出令別表第1項番 仕向地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第1号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第4号ロ又は第10号へ若しくはトに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の12の項(3)又は(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第2号又は第5号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の12の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第8号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(7)～(10)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第11号～第14号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチア、キューバ、トミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシパル、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スリランカ、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

※ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

[別表A]

一般包括輸出許可／特定包括輸出許可マトリックス（現行）

輸出令別表第1項番 仕向地	[10の項]										
	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域	
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)若しくは(六)又はロ(三)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第2号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第5号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第7号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第8号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号イに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ハに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第9条第9号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第9条第10号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第9条第11号イ、ロ、ヲ又はワに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	—	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第9条第12号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	—	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(12)～(14)までに掲げる貨物であつて、貨物等省令第9条第14号～第16号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、トミニカ、エグプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマン、パキスタン、パラオ、パナマ、バプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スロヴァン、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルクグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イメン、ジンバブエ

※ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

[12の項]

[12の項]

輸出令別表第1項番 仕向地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第1号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第4号ロ又は第10号へ若しくはトに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の12の項(3)又は(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第2号又は第5号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の12の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第8号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の12の項(7)～(9)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第11号～第13号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチア、キューバ、トミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシパル、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スリランカ、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、レソト、ジンバブエ

※ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

[別表B]

一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可マトリックス（改正後）（傍線部分は改正部分）

別添2

[11の項]

[11の項]

提供地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の11の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	—	特定	特定
外為令別表の11の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第2項第1号又は第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	—	特定	特定
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
外為令別表の11の項(1)～(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第1号、第2号イからニまでのいずれか若しくはト、第3号、第5号チ又は第7号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	—	特定	特定
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	—	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガボン、ゲルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マクドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネーデル、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、

[13の項]

[13の項]

提供地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の13の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第1項第1号、第2号、第3号又は第5号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第2項第2号、第3号イ若しくはハ又は第4号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第2号(ホ、ヘ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)、第3号又は第4号(プログラムに限る)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(1)～(3)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の13の項(4)～(5)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、トミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マクドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルタバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、バプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スロバニア、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、

[別表B]

一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可マトリックス（現行）

[11の項]

[11の項]

提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の11の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の11の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第2項第1号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の11の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の11の項(1)～(3)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第4項第1号、第2号イからニまでのいずれか若しくはト、第3号、第5号チ又は第7号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガボン、ゲルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マクドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、

[13の項]

[13の項]

提供地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の13の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第1項第1号、第2号、第3号又は第5号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第2項第2号、第3号イ若しくはハ又は第4号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第2号(ホ、ヘ、 <u>リ</u> 、又はルについてはプログラムに限る。)又は第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(1)～(3)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の13の項(4)～(5)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マクドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルダヴィア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、バプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スロバニア、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、